**平成２９年（フ）第２２８号**
香川県高松市由良町548番地１　コスモタウンＢ－101
債務者　川本　育代（旧姓大西）
１　決定年月日時　平成29年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２３７号**
長崎県長崎市平野町13番３－106号
債務者　長尾　浩介
１　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２９年（フ）第６４１７号**
東京都大田区千鳥２丁目31－１　第一千鳥荘306
破産者　松本　佳子
１　主文　当裁判所が平成29年８月30日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名が「松本　桂子」とあるのを「松本　佳子」と更正する。
２　決定年月日　平成29年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第２０４号**
埼玉県所沢市松葉町３番１号
破産者　株式会社プロシード
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第３４４号**
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田132番地３
破産者　三和ルーフ工業有限会社
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３８２号**
東京都江東区清澄３丁目５番２号
破産者　有限会社三共重運
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第２８９号**
北九州市小倉北区真鶴１丁目12－10－７Ｆ
破産者　エヌライフ株式会社
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第１２５３号**
札幌市東区北28条東15丁目２番14号
破産者　株式会社ジャパンサポートサービス
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第７８０号**
神奈川県大和市深見東１丁目４番６号
破産者　大盛工業株式会社
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４５号**
神奈川県逗子市山の根３丁目20番10号
破産者　特定非営利活動法人　グループホーム花梨
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１２５号**
長野県千曲市大字屋代1839番地
破産者　有限会社よしのや商店
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第５３３号**
愛知県春日井市美濃町１丁目112番地
破産者　有限会社愛幸コンストラクション
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３３４５号**
大阪市港区夕凪１丁目４番８号１Ｆ
破産者　有限会社浪花堂
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第８８号**
兵庫県洲本市納222番地の１
破産者　株式会社リベラルスーパーチェーン
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５６１号**
神戸市中央区弁天町２番３号
破産者　株式会社中島工務店
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２８号**
福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3663番地
破産者　有限会社岩田
１　決定年月日　平成29年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２９年（フ）第４４３号**
東京都八王子市大塚274番地17　16－１
破産者　平澤　洋三
１　決定年月日　平成29年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第７４７号**
東京都府中市西府町１丁目22番地の８第二ハイツ鷹匠301号
破産者　若林　正美
１　決定年月日　平成29年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第４６１号**
兵庫県西宮市荒戎町２番２号
破産者　株式会社北斗建設
１　決定年月日　平成29年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第３８４号**
兵庫県尼崎市田能３丁目32番７号
破産者　株式会社有田造園土木
１　決定年月日　平成29年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２５８号**
高知市中の島１番79号　ＭＯＲＩマンション501号、商業登記簿上の本店所在地高知県南国市大埔乙1101番地３
破産者　高知陶器有限会社
１　決定年月日　平成29年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係